株式取扱規程

第 １ 章 総 則

（目 的）

第１条 当会社の株券の種類ならびに株式に関する取扱いおよび手数料については、

定款第９条の規定に基づき、この規程の定めるところによるものとする。

（名義書換代理人）

第２条 当会社の名義書換代理人、同事務取扱場所および同取次所は次のとおりとする。

① 名義書換代理人 東京都○○○区○○○○丁目○番○号 ○○信託銀行株式会社

② 同事務取扱場所 東京都○○○区○○○○丁目○番○号 ○○信託銀行株式会社 証券代行部

③ 同 取 次 所 ○○信託銀行株式会社 全国各支店

○○證券株式会社 全国本支店

（株券の種類）

第３条 当会社が発行する株券の種類は、○○○株券および○○○株券とする。

（請求、届出または申し出）

第４条 この規程による請求、届出または申し出は、当会社の定める書式

により行い、これに第12条の規定による届出印を押印するものとする。

２．前項の手続を代理人により行う場合は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

３．当会社が名義書換代理人に委託した事務についての請求、届出等の手続は、名義書換代理人に対して行うものとする。

第 ２ 章 名義書換

（名義書換）

第５条 株式の名義書換を請求する場合は、請求書に株券を添えて提出するものとする。

ただし、１単位に満たない株式（以下単位未満株式という。）を譲渡により取得したときの名義書換は、取得者が株主名簿に記載ある株主でなければ、これを請求することができない。

（譲渡以外の名義書換）

第６条 相続、遺贈または法人の合併その他譲渡以外の事由により株式を取得した者が

名義書換を請求する場合は、請求書に株券およびその移転の原因を証する書面を添えて提出するものとする。

（法令により別段の定めがある場合の名義書換）

第７条 株式移転につき法令による別段の手続を必要とする場合は、

請求書に株券およびその完了を証する書面を添えて提出するものとする。

第 ３ 章 質権の登録および信託財産の表示

（質権の登録または抹消）

第８条 株式につき質権の登録、変更またはその抹消を請求する場合は、

請求書に質権設定者および質権者が連署のうえ、株券を添えて提出するものとする。

（信託財産の表示または抹消）

第９条 株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求する場合は、

委託者または受託者が請求書に株券を添えて提出するものとする。

第 ４ 章 株券不所持

（株券不所持の申し出）

第１０条 株券不所持の申し出をする場合は、申出書に株券を添えて提出するものとする。

ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

（不所持株券の交付請求）

第１１条 株券不所持の申し出をした株主が、株券の発行または返還を請求する場合は、

その旨の請求書を提出するものとする。

第 ５ 章 諸 届

（住所、氏名および印鑑の届出）

第１２条 株主、登録質権者またはそれらの法定代理人は、住所、氏名および印鑑を届出るものとする。ただし、署名の習慣のある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

２．前項の届出事項を変更したときも同様とする。

（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

第１３条 外国に居住する株主、登録質権者またはそれらの法定代理人は、前条の手続のほか、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受けるべき仮住所を定めて届出るものとする。

２．前項の届出事項を変更したときも同様とする。

（法人の代表者）

第１４条 株主が法人である場合は、その代表者を届出るものとする。

２．代表者を変更したときは、届出書に登記簿抄本を添えて提出しなければならない。

（共有株式の代表者）

第１５条 株式を共有する株主は、その代表者１名を定め、届出書に共有者全員が連署のうえ、届出書を提出するものとする。

２．代表者を変更したときも同様とする。

（株主名簿および株券の表示変更）

第１６条 次に掲げる事由により株主名簿および株券の表示を変更しようとする場合は、

届出書に株券および戸籍抄本または登記簿抄本を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

① 改姓・改名

② 親権者・後見人等法定代理人の設定・変更または解除

③ 商号もしくは法人名称の変更または法人組織の変更

第 ６ 章 株券の再発行

（分割または併合による再発行）

第１７条 株券の分割または併合により新株券の発行を請求する場合は、請求書に株券を添えて提出するものとする。ただし、単位未満株式については、株券の発行を請求することができない。

（喪失による再発行）

第１８条 株券の喪失により新株券の発行を請求する場合は、請求書に除権判決の正本または謄本を添えて提出するものとする。

（汚損または毀損による再発行）

第１９条 株券の汚損または毀損により新株券の発行を請求する場合は、請求書に株券を添えて提出するものとする。ただし、株券の真偽を判別しがたいときは、前条の規定によるものとする。

第 ７ 章 単位未満株式の買取り

（買取請求の方法）

第２０条 単位未満株式の買取りを請求する場合は、請求書に株券を添えて

提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

（買取価格の決定）

第２１条 単位未満株式の買取請求がなされた場合の買取価格は、買取請求者および当会社が協議のうえ、決定した価格とする。ただし、協議が整わないときは、法令の定めるところによるものとする。

２．買取請求株式の買取価格は、前項により定められる１株当たりの買取価格に買取請求株式数を乗じた金額とする。

（買取代金の支払）

第２２条 単位未満株式の買取請求がなされた場合の買取代金は、買取価格が決定し、

かつ買取請求が第２条に定める株式事務取扱所に到着した日から４営業日目に単位未満株式の買取請求者に支払う。ただし、第２条に定める取次所において買取請求を受理したときの買取代金は、買取価格が決定し、かつ買取請求が取次所に到着した日から７営業日以内に単位未満株式の買取請求者に支払う。

２．前項の規定にかかわらず、買取価格に利益配当、中間配当、株式の分割および新株引受権を受ける権利が含まれているときは、そのための決算期日、基準日、中間配当基準日、割当日または株主名簿閉鎖開始の前日までに支払うものとする。

（買取株式の移転）

第２３条 買取請求を受けた単位未満株式の権利は、当会社が前条に定める買取代金につき支払手続を完了した日に当会社に移転するものとする。

第 ８ 章 手数料

（手数料）

第２４条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、次の場合を除いて無料とする。

（１）第11条（不所持株券の交付請求）の発行または返還の請求により株券を交付する場合株券１枚につき 100円に印紙税相当額を加算した額

（２）第17条（分割または併合による再発行）、第18条（喪失による再発行）または第19条（汚損または毀損による再発行）に基づく再発行請求により株券を交付する場合株券１枚につき 100円に印紙税相当額を加算した額

（変 更）

第２５条 この規程の変更は、取締役会の決議による。

（付 則）

この規程は、令和○年○月○日から施行する。